

古代の家庭経営

——律令時代の農民の税制を中心として——

久武 綾子

(家政学教室)

はじめに

家庭経営、つまり家庭の人的・物的面に対する運営を学問的に扱った家庭経営学が学として成立するのは、昭和三〇年を過ぎてからである。しかし実際の家庭経営は家族史上、有史以来その営みが行われて来たが、古い時代についてのまとまった報告はない。

筆者は近年、戸籍制度と氏の変遷に興味をもちその一連の報告をして来たが、古代を研究しているとき、律令国家の貢租徴税の台帳である戸籍に関し、歴史学上は多くの報告があるが家政学上、律令戸籍を分析し当時の家庭経営を研究した報告はないので、律令戸籍によって税制を検討しようと思った。ところで歴史上、古代とは三世紀の邪馬台国の出現から一二世紀中期に武士が政治の実権を握る前であるとされているが、本稿では古代の中でもある程度の資料があり国家の体制も整ってきた律令時代にしぼり当時の人口六百万の大多数を占める農民の家庭経営を対象とする。

研究方法

一、まず、律令戸籍分析のため当時の社会状況を概説しておく。

1. 律令時代と律令戸籍

律令戸籍とは、律令(律は刑法、令は行政法)時代の戸籍を指す。律令体制のため唐の諸制度を導入したのは六七二年の壬申の乱で皇位を得た天武天皇であるが、その後の持統朝で最初の律令制的な戸籍である庚寅年籍(六九〇年)が作成された。が、これは現存しない。そして七〇一年、大宝律令が完成し日本の律令体制が整えられた。律令国家は、軍事力の基盤として全国的な規模での徴兵制をしき、経済面では人民を公地公民とし、具体的には「五十戸一里」に編戸し、戸籍によって班田収授の基を掌握し、計帳によって課役(調・庸・雜徭)を収取した。

2. 班田収授法

班田収授法では公民は満六歳に達すると男子に二段、女子に一段一二〇歩(男子の三分の二)賤民の奴と婢にはそれぞれ良民男女の三分の一ずつの口分田が「戸」単位で班給された。これは六年ごとに行われ、本人が死亡した場合は班田の年でなくとも収公された。

3. 律令時代の税制

(1)田租：田租は男女、年齢、良賤、位階による合制身分を問わず、輸租田を耕作する者総てに一率に課せられ「戸」を単位に収取された。

次に、田租と田地との関係を表にすると表一1のようになる。

表一1 田租と田地

| 等級 | 田租 | 收穫量 | 租率 |
|-----|------|-----|-------|
| 上田 | 一束五把 | 五〇束 | 三% |
| 中田 | 一束五把 | 四〇束 | 三・七五% |
| 下田 | 一束五把 | 三〇束 | 五% |
| 下々田 | 一束五把 | 一五束 | 一〇% |

田租は、田の良悪を考慮せず面積だけによるものであり、收穫量の少ない農民には決して軽いものではない。

(2) 出挙：出挙というのは、稲や銭などを貸して利をとることをいい官が行う出挙と民間相互の間で行われる私出挙とがあった。

* 公出挙：農民が種籾や端境期の主食が不足したとき、国衙の正倉に蓄積されている大税を貸し付け、秋の收穫期に本稲に五割の利稲をつけて返納させる国衙による高利貸。

(3) 物納調庸

調庸は庸と同様、人頭税であり、大宝、養老令でも絹、緇（粗く織った絹）系（生糸）綿（真綿）などの繊維製品を原則としているが、それ以外の雑物と称せられる諸地域の生産物や採集物を納めてもよいことになっていた。調のほかに大化の制では調の副物があつたが養老元年（七一七）には副物を廃止する代りに「中男作物」が設けられた。庸は、養老賦役令では正丁の歳役を二〇日とし、もし庸を納める場合は布二丈六尺とした、歳役が原則で庸はその代納。この庸布の長さは七一三年、二丁で二丈八尺に改定され、幅は七十七年、二尺四寸に規定された。また令義解では布以外のものでも郷土の産物でもよいという。（布は麻布）

(4) 力役 雑徭、雇役、兵役、仕丁

① 雑徭は成年男子が国司によって公用に無償で六〇日以内徴発される労役で統一的な運営ではなかったが農民にとっては重い労役であつた。

② 雇役が歳役と異なるのは功食が与えられることである。

③ 兵役は大宝令では正丁四人中一人。養老令では正丁三人中一人の割での徴兵が規定されているが実際は二戸に兵一人が基準のようであつた。が、有位者優遇の事実がみられる。兵士は武器糧食の自弁や兵役期間中（衛生二年、防人三年）の労働力を失うので負担は大きかつた。

(5) 課口と不課口

① 戸令では皇親・八位以上、一六歳以下の男子、蔭子（五位以上の者の子）六六歳以上、廢疾、篤疾、女子、家人、奴婢を不課口としている。

二、戸の家庭経営の分析方法の実際は次のようにする。

(1) 大宝二年美濃国加毛郡半布里戸籍、大宝二年筑前国嶋郡川辺里戸籍、養老五年下総国葛飾郡大嶋郷戸籍から三例ずつとりあげ家族関係図を作成す。三例の抽出方法は、一例は各地域の平均的な戸口数に近い戸にし、あとの二例は平均よりも少ない戸と多い戸にした。なお殘疾、廢疾等の障害者を含む戸も選び当時の福祉の実態をみる。(2) 戸籍、家族関係図をもとにして戸口の年齢、年齢区分を調べ、口分田の受田面積、口分田からの收穫量、田租の量、種籾量を算出する。(3) 家族（戸）の一年分の主食量（米）を算出し(2)の結果から米の自給率を求める。当時の農民が米を主食としていたかどうかは問題があるが、一日の必要量を男子二把四分（京研で四合八勺）女子は二把、幼児（五歳以下）は二人で一把として計算することにした。

* これはグラムに換算すると、玄米で男子七二〇グラム、女子六〇〇グラムとなる。玄米七二〇グラムは二、四二六キロカロリーであり、當時は副食が豊かではなかつたので、妥当な数と思われる。

(4) 戸籍における家族関係や年齢等から戸の負担する調庸、雑徭の量を表一2

表一2 課量賦

| 課量 | 調庸 | 雑徭 |
|---------|-------|-------|
| 正丁（二丁） | 一人分 | 一人分 |
| 次丁（六丁） | 〇・五人分 | 〇・五人分 |
| 少丁（一七丁） | なし | なし |
| 兵士 | なし | なし |

をよって調べる。

戸の家庭経営の分析は、美濃・筑前・下総の順に、(1)戸籍 (2)家族関係図 (3)受田面積と自給率の算出法* (4)課役負担の量を各戸ことに表示する。

寧楽遺文上巻 六一頁

大宝二年美濃国加毛郡半布里戸籍
(A)石部三田の戸

下政戸石部三田戸口十七
正丁二 少丁一 緑児三 并九 正女四 小女三
緑女一 并八

下々戸主三田正丁、工、 嫡子伊加太年廿
次小人年十 次人麻呂年入
次與麻呂年三 次弟麻呂年二 緑児
戸主甥石部商人年十六 寄人牟下津マ安倍年卅六 正丁
嫡子多麻呂年二 緑児 戸主妻敢臣族岸臣都女年卅五 正女
兒刀良賣年廿四 次志多布賣年十六 小女
次乎志多布賣年十四 小女 戸主妹昨賣年卅七 正女
安倍妻石部小都賣年卅二 正女 兒根都賣年十三 小女
次古賣年三 緑女

①戸主 夫婦+子(8) = 10 }
戸主 妹 +子 = 2 } 12
②寄人 5人

$$\text{* 自給率 (\%)} = \frac{\text{收穫量} - (\text{租の量} + \text{種籾量})}{\text{年間主食量}}$$

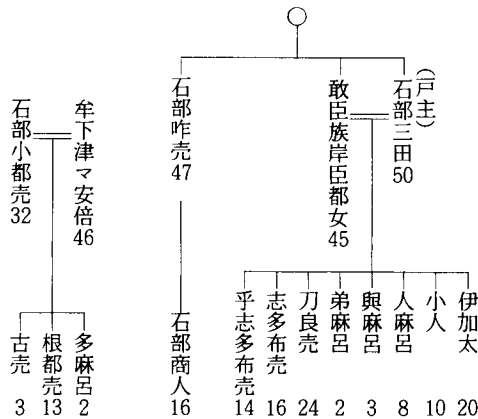
自給率の算出法

| | 收穫量 (X) | 田租 (Y) | 種籾 (Z) | 実収入 (X-Y-Z) | 年間主食量 | *自給率 |
|-----|---------|--------|--------|-------------|-------|------|
| 中田 | 六九三束 | 二六束 | 三五束 | 六三三束 | 一、一〇束 | 五七% |
| 下田 | 五二〇 | 二六 | 三五 | 四五九 | 一、一〇 | 四一 |
| 下々田 | 二六〇 | 二六 | 三五 | 一九九 | 一、二〇 | 一八 |

受田面積 一町七段二二〇歩 (男一四、女一七)

課役

調正丁 二・二五人分
庸正丁 二人分
雜徭正丁 二・五人分
延べ日数 一三五五日



(B) 物部宇麻の戸 寧楽遺文上巻 六一頁
 中政物部宇麻戸口十三 正丁三 小子二 并七 正女二
 小女一 并六 緑女一

下々戸主宇麻年卅七 正丁 嫡子大伴年十

戸主同黨麻呂年卅四 正丁 嫡稻麻呂年二 緑兒

安麻呂弟伊久佐年廿八 正丁 戸主同黨意比年十九

戸主甥物部大麻呂年四 正丁 戸主兒若賣年四 小女

次飯賣年三 緑女 戸主同黨妹伊比賣年卅五

次古賣年十八 少女 意比母物部惠怒賣年卅二 正女

兒刀自賣年十三 小女

受田面積 一町三段二一〇步 (男一四、女一四)

自給率の算出法

| | 收穫量 (X) | 田租 (Y) | 種稔 (Z) | 実入 (X-Y+Z) | 主年食間率 | 自給率 |
|-----|---------|--------|--------|------------|-------|-----|
| 中田 | 五三三束 | 二〇束 | 二七束 | 四八六束 | 八〇三束 | 六一% |
| 下田 | 四〇〇 | 二〇 | 二七 | 三五三 | 八〇三 | 四四 |
| 下々田 | 二〇〇 | 二〇 | 二七 | 一五三 | 八〇三 | 一九 |

① 戸主(妻なし)+子(3) } 5人
 戸主 甥

② 戸主同黨+子(1)+同黨弟+妹(2) = 5人

③ 戸主同黨+母+同黨妹 = 3人

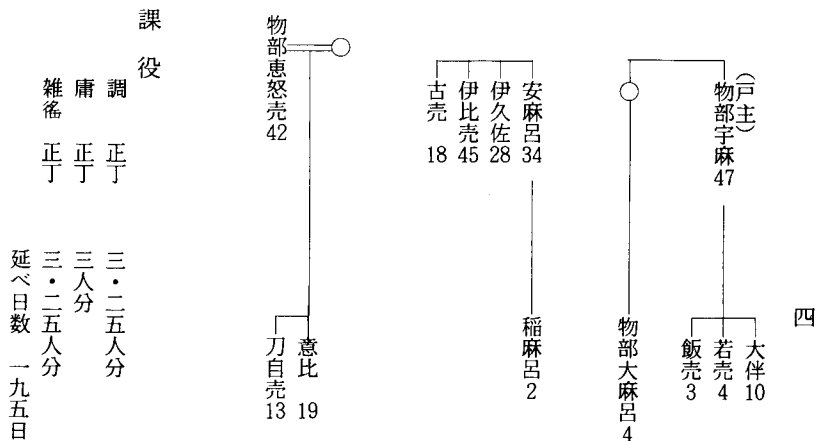
* 戸主同黨…戸主の従父母兄弟

(C) 県主族牛麻呂の戸 寧楽遺文上巻 六三頁

上政戸縣主族牛麻呂戸口卅一 正丁四 次丁二 小子一 兵士一 少丁一 緑女三

廢疾一 并十四 正女五 小女六 耆老一 并十七 少女三 緑女一

下上戸主牛麻呂年五十三 正丁 嫡子已乃彌年廿六 目盲、殘疾、



自給率の算出法

| 下々田 | 下田 | 中田 | 收穫量 (X) | 田租 (Y) | 種籾 (Z) | 実入 (X-Y+Z) | 年間食量の | 自給率 |
|-------|-------|--------|---------|--------|--------|------------|-------|-----|
| 五六〇 | 一、一二〇 | 一、四九三束 | (X) | (Y) | (Z) | X-Y+Z | 主年食量の | |
| 五六 | 五六 | 五六束 | | | | | | |
| 七五 | 七五 | 七五束 | | | | | | |
| 四二九 | 九八九 | 一、三六二束 | | | | | | |
| 二、一五〇 | 二、一五〇 | 二、一五〇束 | | | | | | |
| 四六 | 四六 | 六三束 | | | | | | |
| 二〇 | | | | | | | | |

次吉事 年廿一 正丁
 次小依 年二 綠兒
 戸主兄安閑 年七 一
 次加都良 年廿五 久漏、殘疾、
 得麻呂子阿波 年一 綠兒
 嫡子忍人 年廿二 正丁
 戸主妻在下津大古賣 年卅九 正女
 次加尼賣 年十四 小女
 大古賣秦人阿古須賣 年七十三 善女
 年六十七
 兒神人三部賣 年十一 小女
 亡妻兒古刀自賣 年卅二 正女
 安津妻縣主族若屋女 年卅九 正女
 次目知賣 年廿 少女
 次多々彌賣 年十六 小女
 受田面積 三町七段二二〇步 (男一一〇、女一一三)

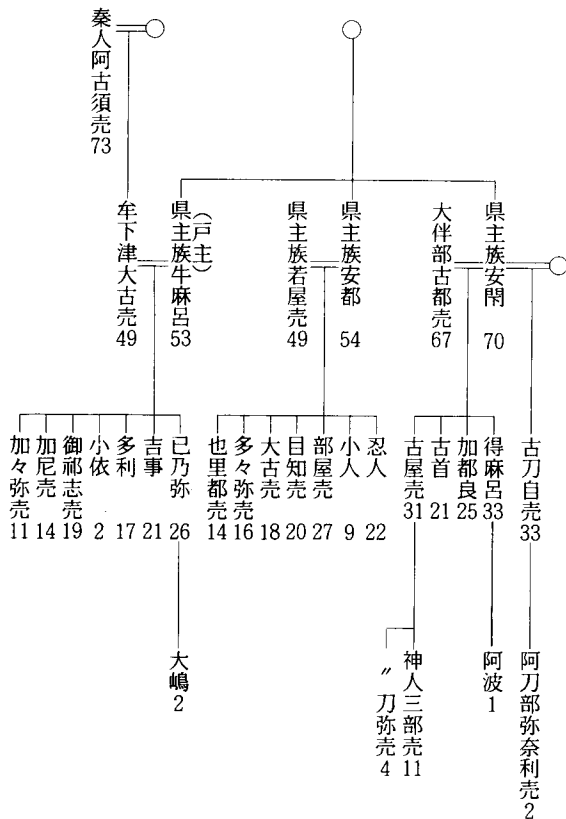
次多利 年十七 少丁
 已乃彌子大嶋 年二 綠兒
 嫡子得麻呂 年卅三 正丁
 次古首 年廿一 兵士
 戸主兄安都一枝廢、々疾、
 次小人 年九 小女
 兒御志賣 年十九 小女
 次加々彌賣 年十一 小女
 安閑妻大伴部古都賣
 兒古屋賣 年卅一 正女
 次刀彌賣 年四 小女
 兒阿刀部彌奈利賣 年二 綠女

- ① 戸主夫婦 + 嫡子(妻なし) + 孫 = 4
 息子(3) + 娘(3) = 6 } 11
 戸主妻の母 = 1
- ② 兄夫婦 + 嫡(妻なし) + 孫 = 4
 息子(2) + 娘(3) = 5 } 11
 亡妻の子(1) + 孫(1) = 2
- ③ 兄夫婦 + 子(7) = 9

課役

調 正丁
 庸 五・七五人分
 正丁 四・五人分
 雑徭 正丁 四・七五人分
 延べ日数 三二五日

五



大宝二年筑前国嶋郡川辺里戸籍

寧樂遺文上卷 八六頁

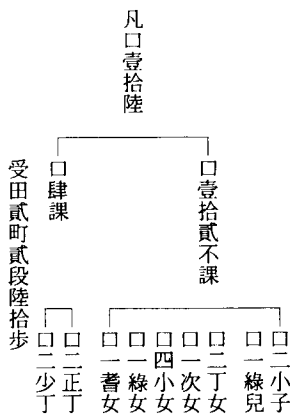
(D) 卜部乃母曾の二戸

- 戸主卜部乃母曾、年肆拾玖歳、正丁 課戸
 - 母葛野部伊志賣、年漆拾肆歳、耆女
 - 妻卜部甫西豆賣、年肆拾漆歳、丁妻
 - 男卜部久漏麻呂、年拾玖歳、少丁 嫡子
 - 男卜部和智志、年陸歳、小子 嫡弟
 - 女卜部智吾良賣、年拾陸歳、小女
 - 女卜部乎智吾良賣、年拾參歳、小女 上件二口嫡女
 - 從父弟卜部方名、年肆拾陸歳、正丁
 - 妻中臣部比多米賣、年參拾漆歳、丁妻
 - 男卜部黑年拾漆歳、少丁 嫡子
 - 男卜部赤猪、年拾陸歳、小子
 - 男卜部乎許自、年貳歳、綠兒 上件二口嫡弟
 - 女卜部比佐豆賣、年拾捌歳、次女
 - 女卜部赤賣、年拾參歳、小女
 - 女卜部羊賣、年玖歳、小女 上件四口嫡女
 - 女卜部麻呂賣、年壹歳、綠女
- ①戸主妻+戸主夫婦+子(4)……7
 ②從父弟夫婦+子(7)……9

自給率の算出法

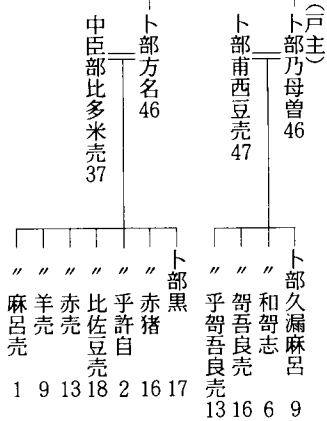
| 下々田 | 下田 | 中田 | 收種量 (X) | 田租 (Y) | 種糶 (Z) | 実入 (Y+Z) | 年食間量 | 自給率 |
|-----|-----|------|---------|--------|--------|----------|------|-----|
| 三三三 | 六六五 | 八八七束 | 三三三 | 四四束 | 八〇束 | 一、一四六束 | 七一% | |
| 三三三 | 三三三 | 三三束 | 四四 | 四四束 | 五八八 | 一、一四六束 | 五一% | |
| 三三三 | 三三三 | 三三束 | 四四 | 四四束 | 二五五 | 一、一四六束 | 二二% | |

受田面積 計算上 一町九段二〇步 (男一五、女一七)



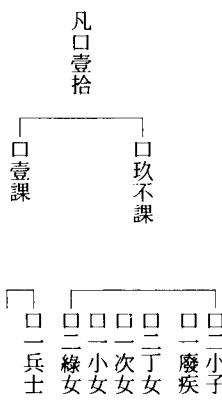
課 役

調 正丁 二・二五人分
 庸 正丁 二人分
 雜徭 正丁 二・五人分
 延べ日数 一五〇日



(E) 卜部久良麻呂の戸 寧楽遺文上巻 八六・八七頁

- 戸主卜部久良麻呂、年伍拾伍歳、廢疾、課戸
- 妻卜部夜夫志賣、年伍拾參歳、丁妻
- 男卜部都牟自、年貳拾貳歳、兵士、嫡子
- 男卜部猪麻呂、年拾陸歳、小子
- 男卜部猪手、年玖歳、小子、上件二口嫡弟
- 女卜部多乎賣、年拾捌歳、次女
- 女卜部與利賣、年拾貳歳、小女、上件二口嫡女
- 婦卜部尾豆賣、年貳拾貳歳、丁妻、都牟自妻
- 孫女卜部刀良賣、年貳歳、綠女
- 孫女卜部乎婆賣、年壹歳、綠女、上件二口都牟自女



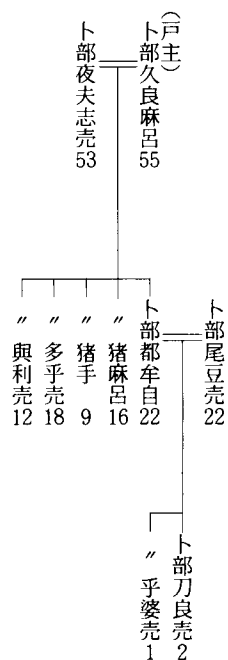
受田壹町參段貳佰肆拾步

受田面積 計算上一町一段二〇步(男一三、女一四)

自給率の算出法

| 下々田 | 下田 | 中田 | 收種量 (X) | 田租 (Y) | 種糶 (Z) | 実収入 (Y+Z) | 年間食量の主 | 自給率 |
|-----|-----|------|---------|--------|--------|-----------|--------|-----|
| 二〇五 | 四一〇 | 五四七束 | 二二束 | 二七 | 二七束 | 四九九束 | 六七九束 | 七三% |
| 二二 | 二二 | 二二束 | 二七 | 二七 | 三六七 | 六七九 | 六七九 | 五三% |
| 二二 | 二二 | 二二束 | 二七 | 二七 | 一五七 | 六七九 | 六七九 | 二三% |

$$\left. \begin{aligned} \textcircled{1} \text{戸主夫婦} + \text{嫡子夫婦} + \text{孫}(2) &= 6 \\ \text{息子}(2) + \text{娘}(2) &= 4 \end{aligned} \right\} 10$$



課役

調正 一人分
庸 正
雑備 なし

七

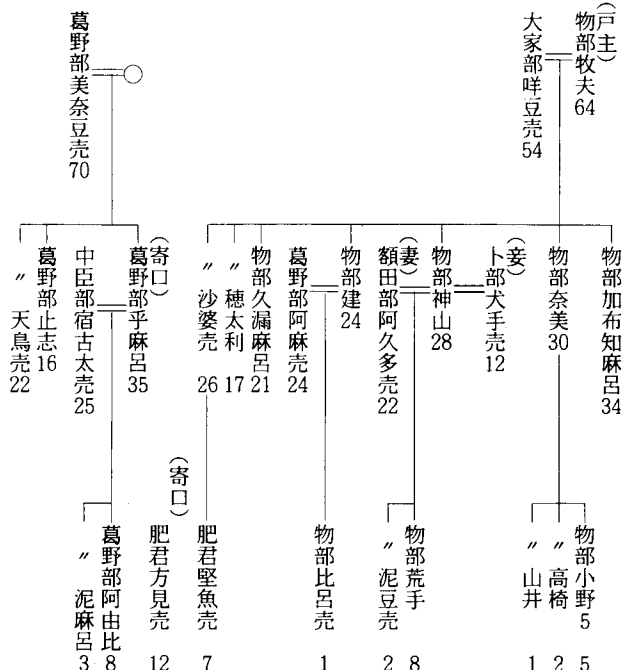
| | |
|--|---|
| 戸主物部牧夫、年陸拾肆歳、 妻大部咩豆賣、年伍拾肆歳、 男物部加布知麻呂、年參拾肆歳、 男物部奈美、年參拾歳、 男物部神山、年貳拾捌歳、 男物部建、年貳拾肆歳、 男物部久漏麻呂、年貳拾壹歳、 男物部穗太利、年拾漆歳、 女物部沙婆賣、年貳拾陸歳、 孫物部小野、年伍歳、 孫物部高椅、年貳歳、 孫物部山井、年壹歳、 婦額田部阿久多賣、年貳拾貳歳、 婦妾卜部犬手賣、年拾貳歳、 孫物部荒手、年捌歳、 孫女物部泥豆賣、年貳歳、 婦葛野部阿麻賣、年貳拾肆歳、 孫女物部比呂賣、年壹歳、 外孫女肥君堅魚賣、年漆歳、 肥君方見賣、年拾貳歳、 葛野部乎麻呂、年參拾伍歳、 母葛野部美奈豆賣、年漆拾歳、 妻中臣部宿古太賣、年貳拾伍歳、 男葛野部阿由比、年捌歳、 男葛野部泥麻呂、年參歳、 弟葛野部止志、年拾陸歳、 妹葛野部天鳥賣、年貳拾貳歳、 | 老夫 課戸 丁妻 嫡子 正丁 嫡子 廢疾 正丁 兵士 正丁 小丁 上件五口嫡弟 丁女 嫡女 小子 綠兒 綠兒 丁妻 上件三口奈美男 小女 上件二口神山妻妾 小子 上件二口神山男女 綠女 建妻 丁妻 建妻 綠女 建妻 小女 佐婆賣女 小女 寄口 兵士 寄口 耆女 丁妻 小子 嫡子 綠兒 嫡弟 小子 丁女 |
|--|---|

- ①戸主夫婦+嫡子(妻なし) = 3
 二男と子(3)+三男夫婦と子(2)と妾
 +四男夫婦と子+息子(2)+娘と子 = 16人
 ②寄口 2個 = 8人

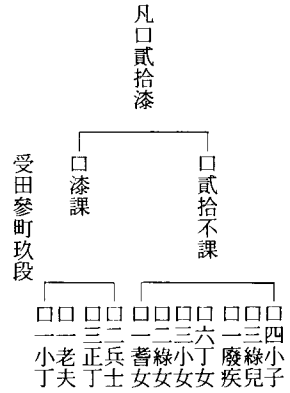
自給率の算出法

| 下々田 | 下田 | 中田 | 收(穫)量(X) | 田租(Y) | 種(種)類(Z) | 実(實)入(Y+Z) | 年(年)間食量 | 自給率 |
|-----|-------|--------|----------|-------|----------|------------|---------|-----|
| 五八五 | 一、一七〇 | 一、五六〇束 | (X) | 五九 | 七八束 | 一、四三三束 | 一、八〇三束 | 七九% |
| 五九 | 五九 | 五九束 | (Y) | 七八 | 一、〇三三 | 一、八〇三 | 一、八〇三 | 五七 |
| 七八 | 七八 | 七八束 | (Z) | 四四八 | 一、〇三三 | 一、八〇三 | 一、八〇三 | 二五 |

受田面積 計算上 三町(男一九、女一九)

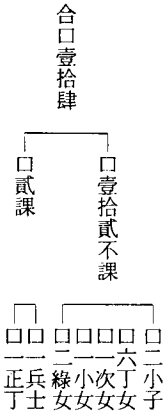


(G) 養老五年下総国葛飾郡大島郷戸籍
あはは 孔王部小山の戸



寧楽遺文上巻 一・二頁

- 甲和里戸主孔王部小山、年肆拾捌歳、
- 妻孔王部阿古賣、年伍拾貳歳、
- 妾孔王部小宮賣、年參拾捌歳、
- 男孔王部忍羽、年貳拾貳歳、
- 男孔部忍奏、年漆歳、
- 男孔王部廣國、年伍歳、
- 女孔王部大根賣、年貳拾漆歳、
- 女孔王部古富根賣、年拾玖歳、
- 女孔王部若大根賣、年拾伍歳、
- 女孔王部刀自賣、年參歳、
- 女孔王部小刀自賣、年貳歳、
- 從父妹孔王部小宮賣、年參拾捌歳、
- 從父妹孔王部宮賣、年肆拾歳、
- 姪孔王部手子賣、年參拾貳歳、

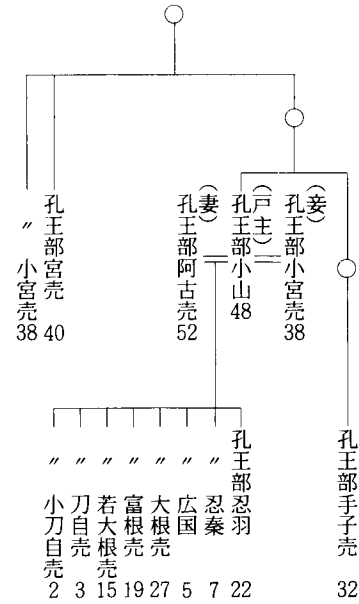


自給率の算出法

| | | | |
|-----|-----|------|----------|
| 下々田 | 下田 | 中田 | 收穫量 (X) |
| 二二〇 | 四四〇 | 五八七束 | (X) |
| 二二一 | 二二一 | 二二束 | 田租 (Y) |
| 二九 | 二九 | 二九束 | 種籾 (Z) |
| 一六九 | 三八九 | 五三六束 | 実入 (Y+Z) |
| 九〇二 | 九〇二 | 九〇二束 | 年間食量 |
| 一九 | 四三 | 五九% | 自給率 |

受田面積 一町四段二四〇歩 (男一、女一八)

- ① 戸主夫婦+子(8)… 11
- 妾
- ② 戸主姪+從父妹(2)… 3



課役
 調 正丁 五・七五人分
 庸 正丁 三・五人分
 雜徭 正丁 三・七五人分
 延べ日数 二二五日

(H) ^{あなほへ}孔王部黒秦の戸 寧楽遺文上巻 二五〇二七頁

戸主孔王部黒秦、年伍拾歳、
 妻孔王部多須伎賣、年肆拾伍歳、
 男孔王部麻呂、年貳拾參歳、
 男孔王部古麻呂、年拾貳歳、
 妹孔王部加多彌賣、年貳拾伍歳、

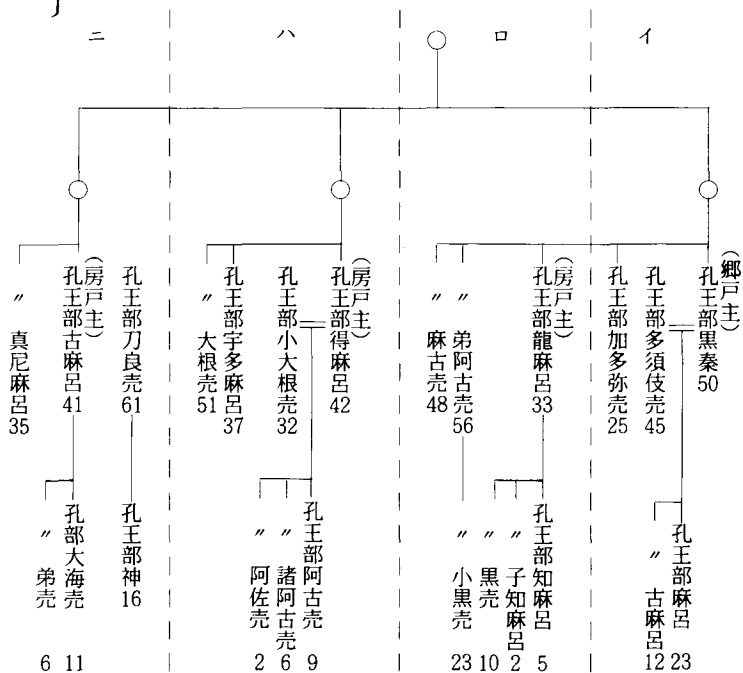
合口伍
 口貳課
 口參不課
 口二小
 口二丁女
 口二正丁

戸孔王部龍麻呂、年參拾參歳、
 男孔王部知麻呂、年伍歳、
 男孔王部子知麻呂、年貳歳、
 女子王部黒賣、年拾歳、
 姉孔王部弟阿古賣、年伍拾陸歳、
 女孔王部小黒賣、年貳拾參歳、
 弟孔王部麻古賣、年肆拾捌歳、

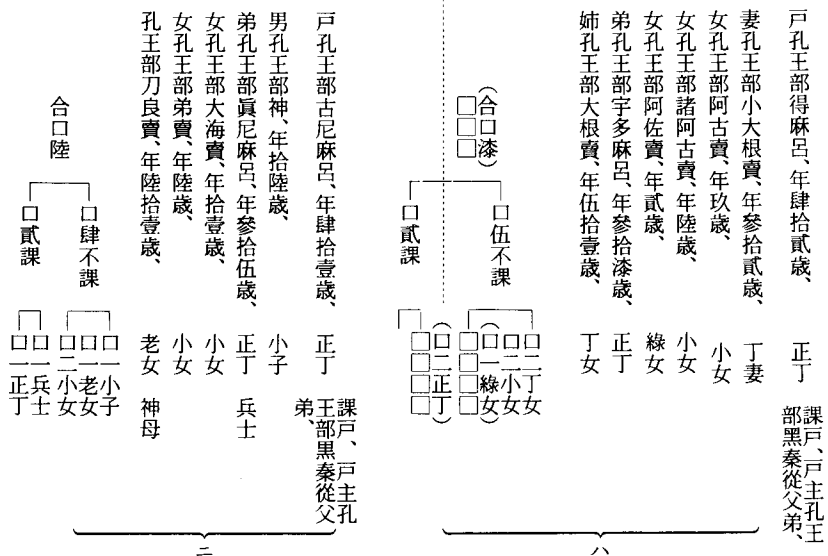
合口漆
 口壹課
 口陸不課
 口一正丁
 口三丁女
 口二小
 口一緑兒
 口一正丁

- イ 戸主夫婦+子(2) } 5人
- 戸主妹
- ロ 弟+子(3) } 7人
- 姉+子(1)+姉
- ハ 従父弟夫婦+子(3) } 7人
- 従父弟+姉
- ニ 従父弟+子(2) } 6人
- 従父弟の姉+子
- 従父弟

注 イ、ロ、ハ、ニの房戸名は筆者による。



古代の家庭経営



自給率の算出法

| 下々田 | 下田 | 中田 | |
|-------|-------|--------|-----------|
| 三七〇 | 七四〇 | 九八七束 | 収穫量 (X) |
| 三七 | 三七 | 三七束 | 田租 (Y) |
| 四九 | 四九 | 四九束 | 種籾 (Z) |
| 二八四 | 六五四 | 九〇一束 | 実収入 (Y+Z) |
| 一、七九二 | 一、七九二 | 一、七九二束 | 年間食量の |
| 一六 | 三六 | 五〇% | 自給率 |

受田面積 二町六段二四〇歩 (男一八、女一八)

課役
調 正丁 七人分
庸 正丁 六人分
雑徭 正丁 六人分
延べ日数 三六〇日

参考一

美濃国加毛郡半布里……現在の岐阜県加毛郡
筑前国嶋郡川辺里……現在の福岡県糸島郡
下総国葛飾郡大嶋郷……現在の東京都葛飾区

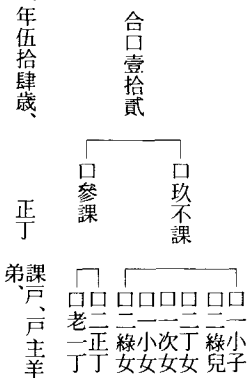
参考二

受田面積 男子 二段 (約二、三〇四平方メートル)
女子 一段二〇歩 (約一、五三六平方メートル)
奴婢 公民男女のそれぞれ三分の一

久 武 綾 子

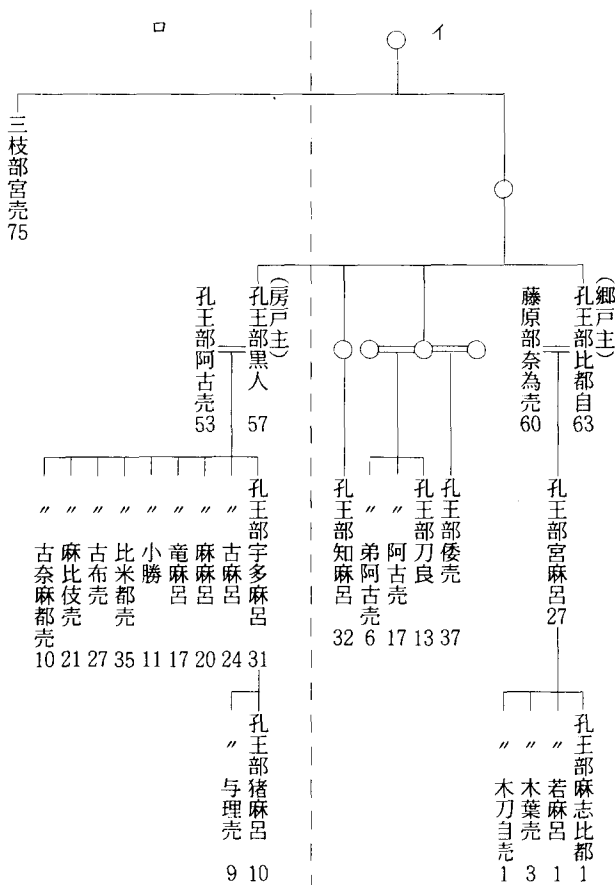
(1) ^久孔王部比都自の戸 寧樂遺文上巻 二三・二四頁

戸主孔王部比都自、年陸拾參歲、老丁 課戸
 妻藤原部奈為賣、年陸拾歲、丁妻
 男孔王部宮麻呂、年貳拾肆歲、正丁 嫡子
 孫孔王部麻志比等、年壹歲、綠兒
 孫孔王部若麻呂、年壹歲、綠兒
 孫女孔王部木葉賣、年參歲、綠女
 孫女孔王部小刀自賣、年壹歲、綠女 上件四口宮麻呂男女



戸孔王部黑人、年伍拾肆歲、正丁
 妻孔王部阿古賣、年伍拾參歲、丁妻
 男孔王部宇多麻呂、年參拾壹歲、正丁 嫡子
 男孔王部麻呂、年貳拾肆歲、正丁 嫡弟
 男孔王部龍麻呂、年拾陸歲、少丁
 男孔王部小勝、年拾壹歲、少丁
 女孔王部比米都賣、年參拾伍歲、丁女 嫡女
 女孔王部古布賣、年貳拾陸歲、丁女

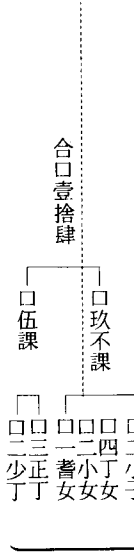
1 戸主夫婦+子(1)+孫(4)……7人
 戸主甥(2)+戸主姪(3)……5人
 口弟夫婦+子(9)+孫(2) } 14人
 戸主姑



課 役
 調 正丁 六人分
 庸 正丁 五・五人分
 雜 正丁 六人分
 延べ日數 二六〇日分

女孔王部麻比伎賣、年貳拾壹歳、
 女孔王部古奈麻都賣、年拾歳、
 孫孔王部猪麻呂、年拾歳、
 孫女孔王部與理賣、年玖歳、
 姑三枝部宮賣、年漆拾伍歳、

丁女
 小女
 小子
 上件二口宇
 多麻呂男女
 著女



分析結果とその考察

以上、律令戸籍について家庭経営に關係のある面の分析を試みた。
 そこで九事例の分析結果をまとめ、当時の農民の家庭経営を見てみよう。

(一) 受田面積

下に班田収授法によって計算した値と坪数、平方メートル値を示す。
 表一3の筑前の戸籍では三事例とも戸籍記載の受田面積より計算値の方が少ない。だが、三事例だけなので、筑前全体についてはいえない。

田令には班田額が規定されていてもそれはあくまで基準額で耕地が乏しい場合はその額に達しなかったようである。また国司が賃租に出す剩田を一定額さきに確保しておき、残りを班田した可能性がある¹⁶⁾ともいわれる。

受田面積 二町八段二四〇步(男一、女八)

自給率の算出法

| 下々田 | 下田 | 中田 | 收穫量 (X) | 田租 (Y) | 種籾 (Z) | 実収 (X-(Y+Z)) | 年間食量の自給率 |
|-----|-----|--------|---------|--------|--------|--------------|----------|
| 四三〇 | 八六〇 | 一、二四七束 | (X) | 四三 | 五七 | 一、〇四七束 | 五七% |
| 四三 | 四三 | 四三束 | (Y) | 五七 | 五七 | 一、八四〇束 | 四一 |
| 五七 | 五七 | 五七束 | (Z) | 三三〇 | 一、八四〇 | 一、八四〇束 | 四一 |

表一3 各戸の受田面積

| 下総 | | 筑前 | | | 美濃 | | | 国名 | 戸口数 | 受田面積 |
|-----------|----|----------|-------|----------|----------|---------|---------|---------|-------------|------|
| 多 | 少 | 平均 | 多 | 少 | 平均 | 多 | 少 | 平均 | | |
| I | H | G | F | E | D | C | B | A | 戸記 | 号 |
| 二六 | 二五 | 一四 | 二七 | 一〇 | 一六 | 三一 | 一三 | 一七 | 総 | 数 |
| 九 | 七 | 二 | 九 | 三 | 五 | 一一 | 四 | 四 | 男 | 戸 |
| 八 | 八 | 八 | 九 | 三 | 四 | 二 | 一 | 三 | 女 | 口 |
| | | | 九三町九段 | 四一町三段二〇步 | 七二町二段六〇步 | 三町七段二〇步 | 一町三段二〇步 | 一町七段二〇步 | 戸籍に記載されている値 | |
| 計算により求めた値 | | 三町 | | 一町一段二〇步 | 一町九段二〇步 | 三町七段二〇步 | 一町三段二〇步 | 一町七段二〇步 | 坪数に換算した値 | |
| 二町八段二四〇步 | | 一町四段二四〇步 | | 一三一六一五 | 四七七〇一五 | 四六五五一一 | 四三、〇〇八 | 六〇五一一九 | 平方メートル換算 | |
| 九七七五 | | 五、二二〇一六 | | 四四九二八 | 七、七三二五 | 三、〇〇三二 | 四、三六〇 | 一九、九六八 | | |
| 三三、二五六 | | 八三七八二七 | | 四四 | 七四四 | 一五、三六〇 | 一、八四〇 | 五七% | | |

*戸分類：平均：各地域の平均的戸口数に近い戸 少：平均より戸口数が少ない戸 多：平均より戸口数が多い戸

下総は房戸内の戸口数の多少による。

□ 自給率と出挙

戸籍には口分田の良悪の区別がないが、一般農民に班給されるのは中田、下田が殆んどであったのでその中間値をとって考察してみよう。

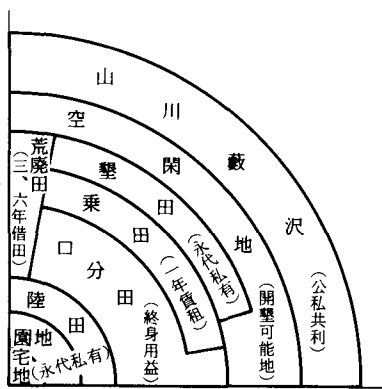
表-4 各戸の自給率

| 下総 | | 筑前 | | | | 美濃 | | | 国名 |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------------------------|
| I | H | G | F | E | D | C | B | A | 戸記号 |
| 一〇〇三・五 | 一八六三・五 | 五一三・五 | 一三六五 | 四七八・五 | 七七六 | 一三六〇・五 | 四六六・五 | 六〇六・五 | X 收穫量 Y (束) Z (束) |
| 四三 | 三七 | 二二 | 五九 | 二二 | 三三 | 五六 | 二〇 | 二六 | 実収入 X(Y+Z)束 |
| 五七 | 四九 | 二九 | 七八 | 二七 | 四四 | 七五 | 二七 | 三五 | 年間の 主食量(束) |
| 九〇三・五 | 七七七・五 | 四六二・五 | 一二二八 | 四三〇・五 | 六九九 | 一七五・五 | 四一九・五 | 五四五・五 | 目給率 % |
| 一、八四〇 | 一、七九二 | 九〇二 | 一、八〇三 | 六七九 | 一、一四六 | 二、一五〇 | 八〇三 | 一、一一〇 | |
| 四九 | 四三 | 五一 | 六八 | 六三 | 六一 | 五四・五 | 五二・五 | 四九・五 | |

右の表-4にみられるように自給率は五〇〜六〇%である。このような農民に対し国家は公出挙を貸しつけ再生産の維持と食料にあてさせた。

③ 租・調・庸の税負担

① 田租：農民は口分田を耕作して一段あたり刈穂した稲で三〇〜四〇束の收穫量を得、これに対し段あたり一束五把(米にして三升)の田租が課せられた。△表-4のA〜Iの田租は最高がFの五九束で段あたり一束五把というのは、收穫量との関係から中田三・七五%、下田で五%の租率となり、その中間値は四・三八%であるからそれほど重い税ではない。だが保有米の少ない農民には軽くなかった。



主要地目の所有・用益・利用関係図
竹内理三編・土地制度史 I 68 頁

なお賦役令には災害時の免税措置が規定されていたが、そのまま実行すると殆んど田租が納入されないという事態が続いた。そこで三得七の法が案出された。
* 三得七：租の収納額は%とし%までは不作の程度に応じて国司の裁量とする。

また農民にも墾田(三世一身法、墾田永代法により私有が認められる)や賃租(不輸租田の地子は收穫の五分の一、輸租田租も納める)によって收穫をふやす道はあった。しかし年貢や負債のため土地を手放す戸主もあり、土地売券にそれがみられる。なお土地制度についてその利用関係図を右に掲げておく。

② 調・庸：次頁表-5は、A〜Iの各戸が納めるべき調・庸を正丁一人分として何人分納めたのかと、雑徭の日数を算出したものである。

調・庸は軽くて都まで運びやすい織布で収納することが多かった。布の合成法の制度は不明確なところが多いが、七・一七年、調布正丁一人につき長さ二丈八尺で、庸は一丈四尺であった。なお調布は連続して織りあげ、合わせて四丈二尺を一端とよんだ。律令国家は中央での消費の経済的・合理的使用のため調庸布は二尺四寸の広幅を強制した。

そのため調庸布は一般農民のもっている織機では織ることができ

表一五 各戸の調・庸、雑徭

| 下総 | | | 筑前 | | | 美濃 | | | 国名 |
|-----|-----|----|------|----|------|------|------|------|--|
| I | H | G | F | E | D | C | B | A | 戸記号 |
| 六 | 七 | 二 | 五・七五 | 一 | 二・二五 | 五・七五 | 三・二五 | 二・二五 | 調 (正丁一人分) 布 |
| 五・五 | 六 | 一 | 三・五 | 〇 | 二 | 四・五 | 三 | 二 | 庸 (正丁一人分) 布 |
| 二六 | 二五 | 一四 | 二七 | 一〇 | 一六 | 三二 | 一三 | 一七 | 戸口数 (人) |
| 二 | 〇 | 〇 | 一 | 〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 中男 (人) |
| 五 | 六 | 一 | 三 | 〇 | 二 | 四 | 三 | 二 | 正丁 (人) |
| 〇 | 一 | 一 | 二 | 一 | 〇 | 一 | 〇 | 〇 | 兵士 (人) |
| 一 | 〇 | 〇 | 一 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 次 老丁 (人) |
| 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 二 | 〇 | 〇 | 残 疾 人 (人) |
| 〇 | 〇 | 〇 | 一 | 一 | 〇 | 二 | 〇 | 〇 | 痲 疾 人 (人) |
| 三六〇 | 三六〇 | 六〇 | 二二五 | 〇 | 一五〇 | 三二五 | 一九五 | 二三五 | 雑 徭 日 数 |
| 八 | 七 | 二 | 七 | 〇 | 四 | 八 | 四 | 三 | の 六 一 七 五 歳 の 男 子 数 |
| 四五 | 六〇 | 六〇 | 四五 | 〇 | 三七・五 | 四五 | 四八・八 | 四五 | 一 人 の 日 数 雑 徭 当 り |

かつた。⁽²⁵⁾

ず地域単位の集団労働であったと指摘⁽²³⁾されている。しかし原料糸は各戸で小規模単位で生産された。下の表一六に戸内の十七〜六〇歳の女性の一人当りの調庸布の長さを算出した。織るのは地域単位の集団労働であったといえ製糸までの労働は主に戸内の女性の手によったと思われる。

なお美濃国では美濃繩といつて養老令の賦役令第十条でとくに規定された高級品を織成した。すなわち正丁一人、絹繩八尺五寸、六丁成⁽²⁴⁾足、(長さ五丈二尺、広二尺一寸)、美濃繩、六尺五寸、八丁成⁽²⁵⁾匹。(長さ五丈二尺、広同絹繩)とある。したがって美濃繩の場合、絹繩より正丁一人につき二尺短くてよかつた。しかし高級品なので労力はむしろ大變であつたらう。

また調は、各地の産物で納めさせる規定もあり、美濃では紙を作るための楡皮や青礬石が、筑前では綿や穀皮が、下総ではワカメが貢納されてきたことが文獻⁽²⁴⁾や木簡⁽²⁵⁾からわかる。なお賦役令によると調庸物は運脚によって都へ運ばねばならず農民にとって負担は大き

表一六 各戸の調、庸布の長さ

| 下総 | | | 筑前 | | | 美濃 | | | 国名 |
|------|------|------|------|-----|------|------|------|------|--------------------------------------|
| I | H | G | F | E | D | C | B | A | 戸記号 |
| 一六・八 | 一九・六 | 五・六 | 一六・一 | 二・八 | 六・三 | 一六・一 | 九・一 | 六・三 | 調 尺 布 |
| 七・七 | 八・四 | 一・四 | 四・九 | 〇 | 二・八 | 六・三 | 四・二 | 二・八 | 庸 尺 布 |
| 二四・五 | 二八・〇 | 七・〇 | 二二・〇 | 二・八 | 九・一 | 二二・四 | 一三・三 | 九・一 | 調布+庸布 尺 |
| 七二・八 | 八三・二 | 二〇・八 | 六二・四 | 八・三 | 二七・〇 | 六八・五 | 三九・五 | 二七・〇 | メートル |
| 七 | 七 | 七 | 六 | 三 | 三 | 八 | 三 | 四 | 正 女 人 数 |
| 一〇・四 | 一一・九 | 三・〇 | 一〇・四 | 二・八 | 九・〇 | 八・六 | 一三・二 | 六・八 | 正 女 人 当 り 布 量 m |

調 = 2.8 尺 庸 = 1.4 尺、1 尺 = 29.7 cm

むすび

以上、本稿は現存の律令戸籍の分析を通じて当時の農民の家庭経営を管見したところ、次のようなことがわかつた。その他については紙幅の都合で他日にゆずる。

- ① 痲疾・残疾、兵士のいる戸には減税措置がされていた。
- ② 田租は戸単位、調庸雑徭は個別人身支配すなわち人头税という律令収取のために各戸の農業・家庭経営が行われ、戸主が経営主であつた。
- ③ 女子は不課口とはいへ、調庸を整えるための労働は大きかつた。

なお現存の律令戸籍に関しては法的擬制論⁽²⁶⁾と実態論⁽²⁶⁾があるが、全くの擬制ならば戸籍も計帳も租税台帳としての意味がないわけで、何らかの形で当時の農業経営のあり方と対応しているはずであると

いう鬼頭氏の言と、単なる擬制論に対しては安良城盛昭氏によって批判⁽²⁸⁾されているという二つの立場から、本稿は律令戸籍の分析を行ったことを付言する。

(昭和五十九年八月二十七日受理)

引用文献

- (1) 関志比子ほか：「これからの家庭経営学」第一章 建帛社 八頁
(一九八二)
- (2) 久武綾子：「続・戸籍制度の変遷」戸籍時報二七六～二九五号
(一九八一～一九八二)
- (3) 戸沼幸市：人口尺度論 彰国社二二九頁(一九八〇)
- (4) 岸俊男：日本古代籍帳の研究 塙書房一〇七～一〇九(一九七三)
- (5) 井上光貞ほか校注：戸令『律令』日本思想大系3 岩波書店
二二五～二三九(一九七六)
- (6) 井上光貞ほか校注：賦役令前掲書二四九～二六一
- (7) 井上光貞ほか校注：田令前掲書二四〇～二四八
- (8) 早川庄八：律令「租税」制に関する二、三の問題『古代の日本9』
所収 角川書店一三九頁(一九七一)
- (9) 田名網宏：古代の税制 至文堂一九八頁(一九六五)
- (10) 田名網宏：前掲書九四頁
- (11) 井上光貞ほか校注：『律令』賦役令の補注五八三頁
- (12) 石尾芳久：日本古代法の研究 法律文化社二二二、二二三頁
(一九五九)
- (13) 久武綾子：「続・戸籍制度と氏の変遷」戸籍時報二八〇号 四〇頁
(一九八一)
- (14) 久武綾子：前掲書 三七頁
- (15) 田名網宏：前掲書 七六・七七頁
- (16) 門脇禎二ほか編：庶民生活と貴族生活『日本生活文化史2』河出書
房新社一八八頁(一九八〇)

- (17) 早川庄八：浮浪富豪層『日本の歴史4』小学館三七三頁(一九七四)
- (18) 弘仁、延喜式格式、田令集解による
- (19) 宮川満：家族の歴史的研究 日本図書センター二四～二七頁
(一九八三)
- (20) 竹内理三編：土地制度史I 体系日本史叢書6 山川出版六八
(一九七三)
- (21) 早川庄八：律令「租税」制に関する二、三の問題『古代の日本9』
一四〇、一四一頁
- (22) 女性史総合研究会編：古代の女性労働『日本女性史原始・古代』所
収 東京大学出版会 一〇八頁(一九八二)
- (23) 女性史総合研究会編：前掲書 一一一頁
- (24) 川村善二郎ほか：庶民生活と貴族生活『日本生活文化史2』一九〇
～一九二頁
- (25) 東野治之：木簡が語る日本の古代 岩波新書 九九～一〇四
- (26) 高島正人：古代籍帳からみた氏と家族『家族史研究2』所収大月書
店二六～三二頁(一九八一)
- (27) 鬼頭清明：律令国家と農民 塙書房 一二頁(一九七九)
- (28) 安良城盛昭：班田農民の存在形態と古代籍帳の分析方法 歴史学研
究 三四五号青木書店一頁(一九六九、二)